

平成29年度一般社団法人全国農業会議所 事業計画

I. 情勢と課題

日本経済は、需給ギャップの縮小によりデフレからの脱却の兆しが見えつつあるものの、経済成長率は依然として低迷状態にあり、全国津々浦々に経済の好循環が波及するまでには至っていない。

とりわけ、農業・農村地域を取り巻く状況は、農業生産額が大きく減少するとともに、基幹的農業従事者の高齢化の進展や耕作放棄地の増加等が顕著になる中で、農業者の所得の向上、新規参入の促進が喫緊の課題となっている。

一方、昨年末の臨時国会においてTPP（環太平洋経済連携協定）の承認がなされたが、米国トランプ政権発足によりTPP発効が不透明な中、貿易交渉を巡る情勢が大きく変わろうとしている。

こうした状況の下、政府・与党は、農業の成長産業化に向けた農業改革に関する検討を進めていたが、平成28年11月に「農業競争力強化プログラム」を取りまとめ、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に追加することにより、生産から流通・加工・消費に至る構造改革の推進を図っている。

農業委員会組織については、平成28年4月1日の改正農業委員会法施行を踏まえて、農地利用の最適化の推進をはじめ農地情報の収集・提供、担い手の育成・確保に向けた取り組みが期待されている。

これらの農業・農政および組織をめぐる情勢と課題を整理すると、以下の通りである。

1. 国際情勢の不安定化と農政新時代の改革推進

- 政府の自由貿易推進の方向性に変化は見られないものの、TPPの発効が事実上消滅したことや英国のEU離脱を含め欧州連合（EU）との経済連携協定（EPA）交渉が難航していることなど、国際情勢は急転して不安定性を増しており、政府が進める農産物の輸出促進などの動きにとって不安材料となる恐れもある。
- 一方、政府は、農業者の所得向上に向けて、生産資材価格の引き下げや農産物の流通・加工構造の改革、人材力の強化、収入保険制度の導入、戦略的輸出体制の整備等を柱とする「農業競争力強化プログラム」を決定し、成長産業としての「攻めの農業」への転換に向けた取り組み強化を進めている。

2. 担い手への農地集積の推進の加速

- 改正農業委員会法の下で、農業委員会組織については、農地利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進、農地転用許可制度の適正な運用による農地確保が期待されている。特に、都道府県農業会議および全国農業会議所については、農業委員会ネットワーク機構としての農業委員会へのサポートの強化が求められている。
- 担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現するため、農業委員会組織と農地中間管理機構との連携による農地の利用集積が喫緊の課題となっている。この中で、「全国農地ナビ」による農業委員会組織の農地台帳の整備・公表の取り組み、農地の利用状況調査および意向調査の計画的な実施と利用調整活動の強化が求められている。
- 一方、担い手への農地集積に向け、農地中間管理機構が借り入れる農地について農業者の費用負担や関係権利者の同意を求めない基盤整備事業が実施できる土地改良制度の見直しが具体化することになる。

3. 改正農業委員会法による新体制への円滑な移行

- 平成28年4月1日の改正農業委員会法の施行により、平成29年3月末日時点で288委員会が新体制に移行する。
- 平成29年7月には、全国の3分の2の農業委員会が新体制に移行することから、農業委員、農地利用最適化推進委員の定数確保と円滑な選任、運営体制の整備等に万全を期す必要がある。

4. 担い手の育成・確保の取り組み

- 農業者の高齢化と急激な減少が進む中で、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成・確保に向けて、後継者への円滑な経営継承と新規参入の促進、担い手を対象とした経営所得安定対策の確立、農業経営の新たなセーフティネットとしての収入保険制度の導入等の取り組みを着実に推進する必要がある。
- また、農業の人材力を強化する観点から、農業経営者育成キャリアパスの明確化、就職先としての農業法人等の育成、次世代人材投資、農業分野における労働力確保等の施策が展開される中、これまでの農業経営者運動のノウハウを活かした農業委員会組織としての人材・経営対策の推進が課題となっている。
- 担い手の経営確立に関する税制については、平成29年度税制改正により、農業経営基盤強化準備金制度の延長が措置される。実施時期は平成31年10月に延期されたが、消費税率引き上げに伴って「酒類および外食

を除く飲食料品」について導入予定の軽減税率に対して、農業者が円滑に対応できるよう対策を講じる必要がある。

5. 規制改革推進等の動き

- 国家戦略特別区域法第18条に規定する法人農地取得事業により、兵庫県養父市において農地所有適格法人の要件を満たさない法人による農地の所有権取得が進められている。
- 農地所有適格法人要件のさらなる緩和については、「農地中間管理事業に関する法律の5年後見直しに際し、それまでにリース方式で参入した企業の情報等を踏まえつつ検討する」としていることから、今後、特区の動きを注視しつつ、農業委員会組織として「農地の確保と適正利用」の観点に立った遺漏のない対応を図る必要がある。
- 一方、農業の担い手となる外国人の就労解禁に向けて、国家戦略特別区域法の改正案が今通常国会に提出されることを踏まえ、受け入れ要件や労働条件、新規就農に与える影響等について検討を深める必要がある。

6. 農業・農村の活性化と地方創生の推進

- 地方創生、一億総活躍社会の実現に向けて、中山間地域の農業・農村の活性化の取り組みが不可欠となっている。このため、多様な地域資源の積極的な活用による雇用の創出と所得の確保、農業を起点とする6次産業化の推進、地域が主体となった再生可能エネルギーの生産・利用等が重要となっている。
- 具体的な取り組みとして、農村地域工業等導入促進法の見直しによる対象業種の拡大や支援措置の拡充を含めた農村の就業構造の改革が課題となっている。
- 都市地域については、平成28年5月に閣議決定された「都市農業振興基本計画」を踏まえて、今通常国会への生産緑地法改正案の提出をはじめ、新たな都市農地の保全のための施策や税制上の措置等の具体的な検討が行われている。
- 東日本大震災・原発事故から6年が経過し、津波被災農地の約7割で営農再開が可能となり、ほ場の大区画化も進められているが、今後、農地や農業用ダム・ため池等の除染、被災地産食品の風評被害の払拭と信頼回復への取り組みの一層の推進が求められている。
- また、昨年熊本・大分地震や北海道・岩手県をはじめ各地に甚大な被害をもたらした大型台風や異常気象による集中豪雨など想定外の災害が多発していることから、農地をはじめ、河川や溜め池などの農業関連施設の強靱化対策や発生後の復旧・復興対策の整備が求められている。

Ⅱ. 事業推進の重点

以上の情勢と課題を踏まえ、農業委員会ネットワーク機構として、全国の農業委員会と会員組織との一層の連携の下で、「PDCAサイクル（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）」）の着実な実施により各事業の推進を図る。

特に、「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の2年目として以下の6点を重点事項として、現場重視による農業・農村の再構築に向けた取り組みを組織一丸となって展開していくこととする。

1. 農地利用の最適化に向けた取り組みの推進

- 農業委員会の農地台帳等の整備・公表の取り組みを推進し農地情報公開システム（「全国農地ナビ」）の機能向上を図るとともに、同システムの「フェーズ2」の活用による農地台帳等の一元管理を推進する。
- 農業委員会における農地の利用状況調査（農地パトロール）および利用意向調査の計画的な実施を推進する。
- 市町村における「人・農地プラン」の作成・見直しへの農業委員会の積極的な関与と農地中間管理機構の活用による農地の集積・集約化を推進する。
- 農業委員会における農地転用許可事務の適正執行のための助言・協力を行う。
- 都市農地の保全・継承のため、新たな都市農業振興制度に伴う税制措置等について普及資料の作成と啓発・相談活動を行う。
- 中山間および島しょ地域の農地の保全・活用に向けて、研修会等の開催を通じて先進事例の横展開や対応策の検討を行う。

2. 新・農業委員会制度の下での組織・活動体制の整備・強化

- 改正農業委員会法に基づく農業委員会の新体制への円滑な移行のための支援を行う。
- 農業委員、農地利用最適化推進委員および農業委員会職員の資質向上と事務局体制の強化の取り組みを支援する。
- 都道府県農業委員会ネットワーク機構の業務推進等に対する支援を行う。
- 農業委員会組織の課題を把握し、活動体制の整備に向けた対策の検討を行う。
- 全国農業会議所ホームページにおける全農業委員会の「農業委員会活動整理カード」の更新と公表を徹底するとともに、農業委員会組織の認

知度や存在意義を高めるための情報発信を行う。

3. 農業経営の基盤強化に向けた支援対策の推進

- 「第20回全国農業担い手サミット」を開催する（開催地：高知県）。
- 認定農業者をはじめとする農業経営者の組織化の取り組みを推進するとともに、農業経営者組織の事務局として組織運営・活動の支援を行う。
- 複式農業簿記記帳と青色申告、法人化指導を基盤とする経営改善の取り組みとして、普及・啓発資料やテキストの作成・配布、講習会の開催や日常の相談業務を行う。特に、収入保険制度の導入に向けた青色申告の普及・推進活動を強化する。
- 農業の新たなパートナーづくりとしての新規参入（個人、企業等）、第三者経営継承、雇用就農の促進等に向け、「農の雇用事業」、「農業次世代人材投資事業」等を実施する。
- 農業・農村の男女共同参画、老後生活の安定と福祉向上に向けて、家族経営協定の普及定着や農業者年金の加入推進に取り組む。
- 外国人技能実習生制度の改正を踏まえて、「農業技能評価試験」の実施体制の整備と円滑な推進を図る。
- 日本農業技術検定協会の事務局として、「日本農業技術検定制度」のさらなる周知と実施・推進を図る。

4. 農業者・地域の声をくみ上げた政策提案活動の推進

- 農業委員会における「地域の農業者等との意見交換会」の開催、JAグループをはじめとする農業団体や農業経営者組織との連携強化により、農業・農村現場の声をくみ上げ集約した農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見の提出や農政課題に対応した政策提案等の活動を行う。
- 規制改革、地方分権、国家戦略特区等の動向の把握と意見・提案を行う。
- 食料・農業・農村政策審議会等の場を通じた農業委員会組織の意見反映に努める。
- 東日本大震災・原発事故、熊本地震等被災地の農地の復旧、被災農業者の経営再建等のための支援施策の強化に向けた農政活動を推進する。

5. 農業・農村に関する情報提供活動の推進

- 農地利用最適化推進の横展開とノウハウの伝達、農業施策の普及・浸透等に向けて、「全国農業新聞・全国農業図書」の発行および全国農業会議所ホームページの整備を図る。

- 「全国農業新聞・全国農業図書」の内容のさらなる充実を図るとともに、普及推進の強化に必要な措置を講じる。
- 「農業委員会だより」の発行や市町村広報誌・ホームページの活用など、農業委員会独自で行う地域の農業者・住民に対する情報提供の取り組みを支援する。

6. 会員組織との連携の強化

- 全国農業会議所の組織・活動が会員組織によって支えられていることを踏まえ、双方向での緊密な連携の下に各種の事業や催し、政策提案・意見の提出等の取り組みを推進する。
- 会員組織に対して農政情報等を定期的に提供するとともに、情報交換や相談対応等の取り組みを強化する。

Ⅲ. 事業計画

1. 農地利用の最適化の推進に向けた支援の強化と農地情報の整備の拡充

(1) 農地利用の最適化に向けた取り組みの支援

1) 「機構集積支援事業」の活用に向けた助言・協力

改正農業委員会法において農業委員会の必須業務に規定された「農地利用の最適化の推進」の取り組みを支援するため、農業委員会による「人・農地プラン」作成・見直しへの積極的な関与を推進するとともに、農地中間管理機構と連携した担い手への農地利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、個人・企業を問わず農業への新規参入の促進の活動を強化し、その実績の確保を図る。

このため、これらの活動のための「機構集積支援事業」の活用に向けた助言・協力を行う。

2) 「農地利用最適化推進指針」の作成支援

「農地利用の最適化」の具体的な柱である「担い手への農地の集積・集約化」、「遊休農地対策」、「新規参入の促進」が円滑に進むよう、農業委員会における「農地利用最適化推進指針」の策定・実践について適切な助言・協力を行う。

(2) 農地情報公開システムの本格稼働と適切な運用

1) 農地情報公開システムへの完全移行・本格稼働の推進

農林水産省、都道府県、都道府県農業会議との連携のもとに、農業委員会の農地台帳システムから農地情報公開システム（全国農地ナビ）へのデータの完全移行による同システムの本格稼働を早期に実現するとともに、農業委員会等の利用ニーズに応じたシステムの整備・改善に取り組む。

2) 研修会の実施による農業委員会等への支援

農地情報公開システムを利用した農地台帳・地図情報の管理事務やインターネット公表事務等の執行を支援するため、都道府県農業会議や農業委員会等を対象にしたシステム操作研修会を実施する。

(3) 遊休農地対策の計画的な実施に向けた支援

1) 遊休農地対策の実施を支援する農地パトロール実施要領の作成・提供

農業委員会の必須業務である農地利用状況調査や農地利用意向調査、農地中間管理機構との協議の勧告などを計画的かつ確実に実施できるよう、「農地パトロール実施要領」を作成し全農業委員会への周知徹底を図る。

2) 耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業の実施

地域において耕作放棄地の発生防止・解消活動を展開している取り組みやその成果が他の模範となる者を顕彰し広く普及するため、「第10回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業」を実施する。

(4) 新規参入の促進に向けた支援

1) 新規参入マニュアルの作成・提供

農業委員会による新規参入（個人・法人）の推進を支援するため、取り組み手順や留意点などを盛り込んだマニュアルを作成し提供する。

2) 農業参入法人との連携

農業に新規参入した企業やNPO法人等で組織する「農業参入法人連絡協議会」の会員拡大や事業の強化を図るとともに、同事務局として、「現地研究会」や「意見交換会」の開催、農業に参入する意向のある企業等に対する相談活動等の取り組みを支援する。

3) 農業への企業参入に向けた支援

農業への参入を希望する企業を対象に、農業団体、経済団体等の協力の下、参入促進に向けたセミナーと相談会を行う「農業参入フェア」を年間4回開き、受け入れを希望する地域と企業を結びつける取り組みを支援する。

(5) 農地転用許可事務等の適正執行の支援

農地の確保・有効利用を図るため、改正農地法を踏まえた農地の転用許

可事務および違反転用処理、農地所有適格法人等の要件確認事務、農地の下限面積制限の別段の面積設定の取り組み等が円滑かつ適正に執行されるよう助言・協力を行う。

(6) 農業委員会活動の情報発信と農地相談活動の強化

1) 「農業委員会活動整理カード」の公表

農業委員会活動のさらなる「見える化」を目指し、全農業委員会の取り組みの目標および実績等を取りまとめた「農業委員会活動整理カード」を全国農業会議所のホームページ上で公表し、農業委員会の取り組みに対する国民各層の幅広い理解促進を図る。

2) 農業委員会の取り組み事例の公表

農業委員会組織・活動の認知度を高めるため、農業委員会の取り組み事例を収集し、全国農業会議所のホームページや全国農業新聞・全国農業図書などを活用した情報発信を行う。

3) 農地等に関する法律相談活動の実施

相続等による土地持ち非農家の増加に対応し、農業委員会をはじめ一般の農家等を対象に農地制度の解釈と運用に関する電話および電子メールによる相談活動を行う。

2. 農地利用の最適化に向けた組織・活動の整備・強化

(1) 改正農業委員会法に基づく組織強化への着実な推進

1) 改正農業委員会法の理解促進と円滑な移行への支援

平成28年4月に施行された改正農業委員会法に基づく農業委員会の新体制への移行が本格化（29年7月に992委員会が移行（沖縄県は同9月～10月に30委員会が移行））することに対応し、改正農業委員会法への理解促進を図るとともに、円滑な移行のための助言・協力を行う。

特に、28年度中に新体制となった288委員会を基礎に、その実態の把握・情報の共有化を推進することにより、円滑な移行と組織体制の整備を支援する。

2) 組織変更後の課題等への対応

組織変更後の市町村農業委員会、都道府県農業会議の組織の課題・問題点を把握し、政府・国会への要請活動を実施するなど、適宜必要な対策を講じる。

(2) 農業委員会の人材育成に向けた取り組みの強化

1) 都道府県農業会議職員研修会の開催

農業委員会活動への的確な助言や相談活動の円滑な推進に資するため、農地制度の仕組みや農地利用の最適化を推進するノウハウの提供、新体制となった組織体制の整備・強化等を目的に、都道府県農業会議職員等を対象とした以下の研修会を開催する。

- ① 農業委員会組織活動適正化研修会（4月）
- ② 都道府県農業会議職員農政・農地専門地区別研修会（7～8月）
- ③ 都道府県農業会議・全国農業会議所専門技能別研修会（9～10月）
- ④ 都道府県農業会議組織・農地主任者研修会（1～2月）

2) 都道府県農業会議が主催する研修会への支援等

都道府県農業会議や市町村農業委員会が主催する農業委員および農地利用最適化推進委員研修、農業委員会職員研修への講師あつせんを行う。

また、目的別（または対象者別）の研修カリキュラムを作成するとともに、研修テーマに沿ったテキストを提供する。

(3) 農業委員会組織・活動の強化に向けた取り組み

1) 全国農業委員会会長大会等の開催

農業者や地域の実態を踏まえた農地利用の最適化施策の改善、担い手・経営確立対策および地域振興施策等に関する政策提案や、農業委員会組織・活動の改革推進の意思結集を図るため、「平成29年度全国農業委員会会長大会」（平成29年5月29日）、および「平成29年度全国農業委員会会長代表者集会」（平成29年11月30日）を開催する。

2) 「全国農業委員会女性協議会」および「全国農業委員会職員協議会」との連携強化

女性の農業委員への登用促進や農業委員会業務の適正化を図るため、

「全国農業委員会女性協議会」および「全国農業委員会職員協議会」両組織の事務局として、相互研さんや情報交換の推進に向けた取り組みを支援する。

特に、41府県で設立されている女性農業委員組織について全都道府県で設立を目指す。

3) 農業委員会組織の業務推進を支援する相談窓口の設置

都道府県農業会議および農業委員会を対象に、改正農業委員会法に基づく組織運営や業務推進に関する相談窓口を設置するとともに、相談事例の収集・提供を行う。

4) 農業委員会巡回活動の実施

都道府県農業会議と連携して市町村農業委員会の巡回活動を実施し、農業委員会組織の取り組み課題の解決に向けた支援を行う。

5) 農業委員会と農業委員会ネットワーク機構との相互連携の推進

解除条件付き貸借等による農業参入の拡大や、複数市町村にまたがる経営体が農地の権利を取得しようとする際の全部効率利用要件等の確認など、農業委員会業務が円滑に実施できるよう、改正農業委員会法第51条に基づく農地に関する情報の利用・提供等のための農業委員会、農業委員会ネットワーク機構との相互連携の推進を図る。

(4) 農業委員会組織の体制強化

1) 農業委員会組織予算の確保に向けた取り組み

農業委員会組織・活動に必要な予算確保に向けた全国段階の対策を講じるとともに、都道府県・市町村段階の対応についての助言・協力を行う。とりわけ、平成29年度農業委員会関係予算を活用した農地利用最適化推進委員の委嘱等の体制整備を推進する。

2) 農業委員会事務局の体制強化に向けた支援

農業委員会事務局職員の増員、農地制度・実務に精通した職員の確保等、農業委員会事務局の体制強化に向けた取り組みを推進するとともに、農業委員会相互の連携のための助言・協力を行う。

3) 都道府県農業会議の体制強化に向けた助言・協力

都道府県農業会議の組織運営、会員ならびに会費の確保対策等について

の助言・協力をを行う。

3. 農政対策および調査活動の推進

(1) 農政対策の推進

1) 農業委員会会長大会等における意見の提出

全国農業委員会会長大会および全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会組織の意見集約および農業経営者組織やJAグループをはじめとする会員組織の声をくみ上げ、農地利用最適化推進施策の改善に関する意見の提出や重要農政課題に対応した政策提案に重点的に取り組むこととする。具体的には、以下の取り組みを実施する。

- ① 会員別・段階別による組織検討の実施
- ② 農業委員会段階における課題別意見交換会実施に向けた支援
- ③ 農政推進のための会員組織等との意見交換の実施
- ④ 自由貿易体制下における万全な国内対策を求める取り組み
- ⑤ 海外農業団体等との連携・交流の取り組み
- ⑥ 全国農業委員会都市農政対策協議会と連携した都市農業対策の取り組み
- ⑦ 中山間地域検討会の開催等による鳥獣被害対策等を含む中山間および島しょ地域対策の取り組み
- ⑧ 東日本大震災・原発事故等の突発的な災害への対応

2) 予算・税制・規制改革対策の取り組み

平成30年産米からの生産調整見直しに関連した経営所得安定対策や31年度導入予定の収入保険制度等の担い手対策の予算や農山漁村の活性化に向けた予算の確保に万全を期すとともに、米政策関連税制や新たな都市農業振興制度に伴う税制対策等に取り組む。あわせて、規制・制度改革の動き等に対応して、情報収集活動や政府・国会への要請活動に取り組む。

3) 農政情報の収集・提供

迅速かつ正確な国会情勢等農政情報の収集および「農政対策ニュース」の内容の充実・タイムリーな発行を通じた情報提供ならびに「全国農業新聞」を活用した広報活動の強化を図る。

4) 事務局担当組織の運営

「全国農業委員会都市農政対策協議会」、「農政推進協議会」、「国内麦生産流通改善連絡協議会」の事務局として諸活動に取り組む。

(2) 調査活動の推進

1) 農地価格・農業労賃調査の実施

農地の売買価格や農作業料金等に関する情報は農地の有効利用を図る上で重要な情報であることを踏まえ、以下の農地関係の調査・分析を行い、情報提供する。

- ① 担い手の農地集積および地域農業の振興等の基礎資料とするため、農地取引価格の動向を把握する「田畑売買価格等に関する調査」を実施する。
- ② 農作業受託による経営の効率化、農業経営における雇用環境整備等の基礎資料とするため、「農作業料金・農業労賃に関する調査」を実施する。
- ③ 情勢等の変化を踏まえ、必要に応じた機動的な各種調査ならびに情報の収集・整理を実施する。

2) 農業・農委組織関係調査の実施

また、新体制となった農業委員会の体制の整備状況等の調査を継続するとともに、政策提案等の基礎資料とするため、学識経験者による検討会の開催を含めて、適宜、農村の実情や農業経営体の実情および意向、農地利用の状況、地域農政の推進体制等に関する調査・検討を行う。

4. 担い手・経営対策、新規就農・人材対策の推進

(1) 担い手・経営対策の推進

1) 担い手・経営対策事業の推進

- ① 農業経営の法人化、経営継承の推進と相談・研修会の実施

農業経営の法人化を目指す個別経営者や集落営農組織等に対し、経営の熟度に応じた法人化の啓発や法人の設立・運営等に関する相談、法人設立に向けた研修会・セミナーの実施等を支援する。

また、農業経営の法人化とあわせ、家族経営の後継者および第三者への経営継承について、アンケート調査等を基にした推進方策の検討・相談体制の整備等の支援を行う。

② 全国農業担い手サミットの開催および優良経営体表彰の実施

全国の認定農業者をはじめ農業法人や集落営農組織などの担い手が一堂に会する「第20回全国農業担い手サミット」（平成29年10月予定）を、開催県である高知県と連携して開催する。また、29年度に新たに拡充した優良経営体表彰を全国および都道府県の担い手育成総合支援協議会等と連携して実施する。

③ 農業者の経営確立に向けた支援対策の実施

農業者の経営確立を図るため、「人・農地プラン」に位置づけられた認定農業者等担い手に対する簡易・複式農業簿記記帳・青色申告の指導・普及推進やその支援を行う。これは、農業委員会ネットワーク機構の経営対策の柱のひとつとして関係機関・団体と連携して実施するもので、平成31年度導入予定の収入保険制度の推進にも資するものとする。

あわせて、担い手の経営改善およびその経営能力向上に対する支援のため、農業経営者研究大会等の研修会の開催を支援する。

2) 家族経営協定の普及・定着による女性活躍支援と農業者年金の加入推進等

農業・農村の男女共同参画、老後生活の安定と福祉向上に向け、女性農業委員（組織）が核となって、家族経営協定の普及・定着に取り組むとともに、29年度に新たに拡充される農山漁村女性活躍表彰を関係機関・団体と連携して実施する。

あわせて、農業者年金の加入推進について、新たな計画である「加入者累計13万人に向けた後期2カ年強化運動」の達成に向け、全国農業者年金連絡協議会（「全国のうねん倶楽部」）やJAグループ、(独)農業者年金基金と連携して加入推進活動に取り組む。その一環として、全国のうねん倶楽部と共催で「農業者年金加入推進セミナー」を開催する。

また、農業者年金制度・運用の改善をめぐる現場からの課題の積み上げを踏まえ、同制度が農業者にとって安定的に継続するための活動に取り組む。

3) 外国人技能実習生に対する技能評価試験の実施

外国人技能実習制度の農業界唯一の試験実施機関として、国内の農業経営者の下で在留する外国人技能実習生に対する「農業技能評価試験」を厳正かつ適正に実施する。

あわせて、今秋に施行される新たな技能実習制度に対応した試験体制の整備等に万全を期すこととし、さらに、この実習制度が適切に実施されるための研修、相談活動等にも取り組む。

4) 農業技術検定制度の推進

日本農業技術検定協会の事務局として「農業技術検定制度」を推進し、3つの等級（1、2、3級）の学科試験（7月と12月）と2つの等級（1、2級）の実技試験（11月と12月）を実施する。

なお、制度を進めるに当たり、農業における人材育成・確保に資するため、農業政策での同制度の位置づけを向上させる取り組みを実施するとともに、入学や進学、就職・昇格等での優遇など検定合格のメリット拡大に努める。

5) 認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業の実施

①施設導入等による省資源型の経営体質への転換を支援する「省エネルギー・低コスト経営支援緊急対策利子助成金交付事業」、②新たな雇用に結びつく設備投資等による経営改善を支援する「雇用創出経営支援緊急対策利子助成金交付事業」、③経営診断結果に基づく適切な経営戦略の策定を支援する「農業経営維持安定支援緊急対策利子助成金交付事業」を実施する。

6) 農業の担い手の組織化・運営の支援

① 農業経営者の意見の農政への反映

全国農業経営者協会、全国認定農業者協議会等の農業経営者組織の事務局として運営支援を行う。とりわけ、農業経営者の意見を農政に反映させるための活動を強化する。

② 組織化の推進と組織間の連携強化

都道府県段階の経営者組織と連携し、農業法人経営や認定農業者、作目ごとの経営者等の担い手の経営発展を図る観点から、都道府県における組織化を推進するとともに、情報の共有化等を図る観点から組織間の連携を強化する。

7) その他事務局担当組織の運営

「全国担い手育成総合支援協議会」、「農山漁村男女共同参画推進協議

会」、「全国農業者年金連絡協議会」、「(一社) 全国農業経営コンサルタント協会」等の事務局として諸活動に取り組む。

(2) 新規就農・人材対策の推進

1) 全国新規就農相談センターによる新規就農の推進

都道府県新規就農相談センター（農業会議、青年農業者等育成センター）等と連携し、新規就農（独立自営就農・雇用就農）支援を推進する。

2) 新規就農に関する相談・情報提供・マッチングの推進

① 日常的な就農相談と就農相談会における相談活動の実施

都道府県新規就農相談センターと連携して就農相談員を全国に配置し、面談および電話等による相談や全国主要都市で開かれる就農相談会等でのブース相談を実施する。

② 就農・求人情報の収集・提供等

農業法人等の求人や地方自治体の就農者受入支援等の情報収集・提供、新規就農に関する調査、関係資料の作成等を実施する。

③ 関係機関等との連携によるマッチングの推進

市町村農業委員会や都道府県農業会議、JAグループ、民間企業等と連携し、「募集・研修・就農・定着の一貫体制」の構築に取り組む。

3) 農業就業体験・研修の推進

学生および社会人を対象とした農業法人等における「農業インターンシップ」、就農準備校である日本農業実践学園と連携して、「チャレンジ・ザ・農業体験・研修」を実施する。

4) 農業次世代人材投資事業の実施

農業次世代人材投資資金の都道府県への配分と進行管理、交付・就農状況等のデータベースの運用、全国段階の農業教育機関における資金交付希望者の審査・現地確認および資金の交付等を実施する。

5) 農の雇用事業の推進

青年農業者の育成に向けた雇用就農の促進と定着率の向上を図るため、都道府県農業会議と連携し、農業法人等が新規採用者に対して行うOJT研修を支援する。また、次世代の農業経営者等を育成するため、農業法人等の従業員を国内外の先進経営体や異業種法人に派遣してより

高度な技能の取得を目指すOJT研修についても支援するほか、第三者による農業経営継承に向けた合意締結を支援する。

6) 農業法人等の雇用改善対策の推進

農業法人等における雇用・労務管理を改善し、「職場」としての農業の魅力を高めるため、「全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク（社労士ネット）」や「全国農業経営支援ネットワーク」等の関係団体と連携して、農業経営者からの相談対応や研修会への講師派遣を行うとともに、インターネットを通じた雇用改善の啓発活動に取り組む。

7) 各種協議会の運営支援と事業連携

①「新・農業人ネットワーク」（新規参入者と就農希望者の全国交流組織）、②「研修農場ネットワーク」（研修農場として就農希望者を受け入れる農業法人や市町村等の組織）、③「全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク」（農業に関わる社会保険労務士の組織）、④「全国青年農業者等育成センター連絡協議会」（都道府県青年農業者等育成センターの組織）の事務局として、これらの活動を支援し、関連事業との連携を図る。

5. 情報事業（全国農業新聞・全国農業図書等）の推進

(1) 全国農業新聞の発行

1) 全国農業新聞の発行と普及推進

原則月4回、金曜日発行、年間46号を発行する。

2) 全国農業新聞を活用した情報提供活動の推進

市町村農業委員会が全国農業新聞を活用して情報提供活動を行うことを支援する。

(2) 全国農業図書等の刊行

1) 農業委員会・農地制度の改正等に対応した図書等の刊行

改正農業委員会法・農地制度等の施行を受け、新制度の円滑な周知に向けた農業者向けの啓発資料、農業委員や農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局向けの研修テキストや解説書等の刊行を進める。

また、農地利用最適化等の推進に向けた情報提供を進めるため、組織活動と一体となり、農業経営の改善と市町村等自治体の地域農業振興を支援する図書等の刊行、販売ルートの拡充、多様なメディアを活用したPR、編集体制の強化、出版事業の安定的な運営に取り組むものとする。

2) 全国農業図書以外の定期刊行物の刊行

- ① 農業者年金情報誌「のうねん」を隔月で年6回刊行
- ② 新規就業情報誌「iju info」(イジュウ インフォ)を年2回刊行
- ③ 「農政調査時報」を年2回刊行

(3) その他情報提供活動の実施

3) 平成29年度全国情報会議の開催

全国の農業委員会における情報提供活動の強化を目指し、全国の農業委員会会長等関係者を集め、以下により全国情報会議を開催する。

- ・日時・場所：平成29年4月12日、東京都内
- ・内容：平成29年度の情報事業計画の決定、優良情報活動表彰、「農業委員会だよりコンクール」表彰

4) 「農業委員会だより」の発行支援とコンクールの実施

「農業委員会だより」の発行や市町村広報誌の活用、ホームページの開設等を通じた、農業委員会が行う独自の情報提供活動の支援を強化する。

また、「第24回農業委員会だよりコンクール」の実施を通じて、農業委員会の取り組みを支援する。

5) 海外農業事情視察団の派遣

海外の農業・農村事情や農業政策のあり方等について、農業者や農業関係者が見聞を広め、認識を深める機会を提供するため、全国農業新聞読者等を対象とした海外農業事情視察団を派遣する。

6) 情報通信技術の進展を踏まえた総合メディア対応の検討等

全国農業新聞・電子版のさらなる展開、外部ウェブサイトとの連携等、

情報発信の対応について検討を深めていく。

また、新聞・出版等紙媒体の情報提供活動に加えて、前年度から取り組んでいる読者等向け有料「ビジネスセミナー」等の事業の展開を図る。

7) 情報事業の運営基盤の整備

新聞業務システムおよび図書システムの改良改善に引き続き取り組む。

6. 会員組織との連携の強化

1) 諸会議の開催および会員組織との連携

的確な組織運営や意見の提出に関する業務を円滑に進めるため、総会、理事会、監事会のほか、都道府県農業会議会長会議、学識経験会員懇談会、中央会員連絡会、都道府県農業会議事務局長会議等を開催する。また、必要に応じて顧問会議、常設委員会、特別委員会等の会議を開催する。

加えて、会員組織との連携を図るため、会員組織や関係団体等との情報交換等に取り組む。

2) 組織運営の効率化および人材育成の強化

一般社団法人として初年度目の会計・決算処理を円滑に進めるため、各都道府県農業会議に対する支援を行うとともに、文書の電子化等ICT（情報通信技術）の活用を通じ、本会ならびに都道府県農業会議の業務の効率化に取り組む。

また、農業委員会ネットワーク機構職員の能力開発・人材育成に引き続き取り組む。

3) 広報活動の充実・強化

ホームページをはじめとする様々な媒体を活用して、農政、農地、担い手、就農等の関係情報・資料等の提供に当たるほか、農業者ほかからの問い合わせ等への対応について、関係部署と連携して取り組む。

また、会員組織との情報共有等を促進するため、広報活動の強化に取り組む。

4) 情報セキュリティ対策の強化

各種業務において、引き続き、個人情報等の取扱いに留意するほか、個人情報等の取扱体制の整備や職員の研修等に取り組む。